

第1号様式（第6条関係）

名簿登録申込書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
(所在地)	(商号・名称)
	(代表者氏名)
	(代表電話番号)
	(登録番号) ※1

京都市すまいの事業者選定支援制度実施要綱第6条第1項の規定により、申し込みます。

1 登録の区分

希望する登録区分を選び、レ印を記入してください。

登録 の 区 分 ※2	☐	不動産事業者	・別添1を記入し、添付してください。
	☐	建築士事務所	・別添2を記入し、添付してください。
	☐	工務店	・別添3を記入し、添付してください。
	☐	瓦・板金事業者	・別添4を記入し、添付してください。

2 担当者連絡先

担当者連絡先を記載してください。

担当部署名	
担当者名	
電話番号	
E-M a i l	

※1 以前に登録を行っている場合、登録通知書に記載の登録番号を記入してください。

※2 登録の区分により、以下の運営協力費の支払が必要になります。

登録の区分	運営協力費の金額（税別）
不動産事業者	24,000 円
建築士事務所	18,000 円
工務店	24,000 円
瓦・板金事業者	12,000 円

3 確認事項

名簿登録の申込みにあたり、次の事項の全てに該当すること、及びこの登録用紙の記入事項について事実と相違ないことを誓約し、京都市すまいの事業者選定支援制度登録等規約に同意します。

☐	本市の区域内に事業所を設置している。 ※名称や所在地が申込書（表）に記載している内容と異なる場合は、以下に記入してください。	
	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
☐	代表電話番号	
☐	京都市すまいの事業者選定支援制度第11条第4項の規定により事業者名簿の登録を抹消されていない、又は抹消された日から2年を経過している。	
☐	建築物、建築物の敷地及びそれらに係る行為に関し、法令の規定若しくは法令の規定に基づく許可等に附した条件に違反したことによる命令を受けたことがない、又は命令を受けた日から2年を経過している。	
☐	建設業法により許可を取り消された者、建築士法により登録を取り消された者、又は宅地建物取引業法により免許を取り消された者ではない、若しくはその取消しの日から2年を経過している。	
☐	建設業法により営業の停止又は禁止を命じられた者、建築士法により事務所の閉鎖を命じられた者、又は宅地建物取引業法により業務の停止を命じられた者ではない、若しくは命じられた日から2年を経過している。	
☐	民法第8条に規定する成年被後見人、民法第12条に規定する被保佐人又は破産者で復権を得ない者ではない。（法人の場合、その代表者を含む。）	
☐	拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法第12条に規定する懲役及び同法第13条に規定する禁錮を含む）に処せられ又は住宅の供給に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられて、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者ではない。（法人の場合、その代表者を含む。）	
☐	京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではない。	
☐	京都市すまいの事業者選定支援制度登録等規約に同意する。	

（注意）該当する□には、レ印を記入してください。

【不動産事業者用】

1 宅地建物取引業免許

免許証番号	() 第 号
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 要件（公益性）

(1) 該当する項目を1つ以上選び、レ印を記入してください。

☐	京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第1項の規定により相談員名簿に登録されている者（ただし、これまでに各ブロックのリーダー若しくはサブリーダーを務めた者又は過去5年間に同要領第2条第4項若しくは京都市空き家活用・流通支援専門家派遣事業実施要領第12条の規定による報告を行った者に限る。）が所属していること。
☐	京町家相談員登録要領第8条第2項の規定により相談員名簿に登録されている者（ただし、登録の区分が宅地建物取引士である者に限る。）が所属していること。
☐	新町家パートナー事業者であること。
☐	安心すまいづくり推進事業における専門相談員としての実績がある者（ただし、不動産に関する内容で、過去5年間に相談実績がある者に限る。）が所属していること。

(2) 以下の資格がある者が所属している※1場合、該当部分を記入してください。

☐	地域の空き家相談員	氏名	
		登録番号	号
☐	京町家相談員	氏名	
		登録番号	第 号

※1 該当する□には、レ印を記入してください。また、(1)の要件を満たす者（複数名が該当する場合は、代表で1名）を記入してください。

【不動産事業者用】

3 要件（実績等）

(1) 該当する項目を2つ以上選び、レ印を記入してください。

☐	過去3年間に於いて、自社の所有、借上げ又は仲介物件に対して、既存住宅状況調査※ ¹ を行ったことがあること。
☐	過去3年間に於いて、自社の所有、借上げ又は仲介物件に対して、耐震改修※ ² を行ったことがあること。
☐	過去3年間に於いて、自社の所有、借上げ又は仲介物件に対して、省エネ改修※ ³ を行ったことがあること。
☐	過去3年間に於いて、自社の所有又は借上げ物件に対して、リノベーション※ ⁴ を行ったことがあること。
☐	過去3年間に於いて、自社の所有、借上げ又は仲介物件（ただし、住宅に限る。）に対して、建築基準法第43条第2項第1号の認定又は第2号の許可を受けたことがあること。
☐	過去3年間に於いて、自社の所有又は借上げ物件（ただし、住宅に限る。）に対して、建築基準法第86条第2項の認定を受けたことがあること。
☐	過去3年間に於いて、既存住宅売買瑕疵保険を利用したことがあること。
☐	既存住宅状況調査技術者である建築士又は公認 不動産コンサルティングマスターが所属していること。

(2) 以下の資格がある者が所属している※⁵場合、該当部分を記入してください。

☐	既存住宅状況調査技術者	氏名 登録番号	第 号
☐	公認 不動産コンサルティングマスター	氏名 登録番号	()第 号

※1 既存住宅状況調査とは、宅地建物取引業法第34条の2第4号に規定する建物状況調査をいいます。

※2 耐震改修とは、次のいずれかに該当する工事をいいます。

- ・木造住宅の構造評点が耐震診断の結果1.0（京町家等にあつては、1.0相当）未満であり、耐震改修後1.0（京町家等にあつては、1.0相当）以上となる耐震改修工事
- ・木造住宅の構造評点が耐震診断の結果0.7（京町家等にあつては、0.7相当）未満であり、耐震改修後0.7（京町家等にあつては、0.7相当）以上1.0（京町家等にあつては、1.0相当）未満となる耐震改修工事
- ・木造住宅の1階部分の構造評点が耐震診断の結果1.0未満から、耐震改修後1.0以上となる耐震改修工事（平家を除く。）

※3 省エネ改修とは、既存住宅の外壁、屋根・天井又は床（基礎断熱）の部位ごとに、以下の表に規定する最低使用量以上の断熱材を利用する断熱改修工事をいいます。

		断熱材の熱伝導率の値：λ（W/(m・K)）				
		0.052～0.046	0.045～0.041	0.040～0.035	0.034～0.029	0.028 以下
最低 使用量 (m ³)	屋根	7	6	5	4	3
	外壁、天井	3.5	3	2.5	2	1.5
	床	1.75	1.5	1.25	1	0.75

※4 リノベーションとは、古い建築物の機能を今の時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与する等、既存住宅の機能や価値を全体的に見直して性能を向上させる、間取り変更等を行う大規模な改修工事のことをいいます。

※5 該当する□には、レ印を記入してください。また、(1)の要件を満たす者（複数名が該当する場合は、代表で1名）を記入してください。

【建築士事務所用】

1 建築士事務所登録

登録番号	() 建築事務所 () 知事登録 第 号
管理建築士	() 建築士 (氏名)
登録有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 要件 (公益性)

(1) 該当する項目を1つ以上選び、レ印を記入してください。

☐	京都市耐震改修促進ネットワーク会議規約第2条第4号の規定による専門家・事業者であること。
☐	京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第2条第13号に規定する木造住宅耐震診断士等が所属していること。
☐	京都らしい省エネ住宅に取り組む事業者（ただし、これまでに京都省エネ住宅めぐり事業に参画した者に限る。）であること。
☐	京町家相談員登録要領第8条第2項に定める相談員名簿に登録されている者（ただし、登録の区分が建築士である者に限る。）が所属していること。
☐	新町家パートナー事業者であること。
☐	安心すまいづくり推進事業における専門相談員としての実績がある者（ただし、建築に関する内容で、過去5年間に相談実績がある者に限る。）が所属していること。

(2) 以下の資格がある者が所属している※1場合、該当部分を記入してください。

☐	木造住宅耐震診断士	氏名	
		登録番号	第 号
☐	現地調査診断士	氏名	
		登録番号	第 号
☐	構造診断士	氏名	
		登録番号	第 号
☐	京町家相談員	氏名	
		登録番号	第 号

※1 該当する□には、レ印を記入してください。また、(1)の要件を満たす者（複数名が該当する場合は、代表で1名）を記入してください。

【建築士事務所用】

3 要件（実績等）

(1) 該当する項目を1つ以上選び、レ印を記入してください。

☐	過去3年間に於いて、京都市が実施する木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業に基づく派遣実績があり、かつ、耐震改修設計※ ¹ を行ったことがあること。
☐	過去3年間において、省エネ改修に係る設計（ただし、住宅に限る。）を行ったことがあること。
☐	既存住宅状況調査技術者である建築士が所属し、過去3年間に於いて、既存住宅状況調査※ ² を行ったことがあること。
☐	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 ZEHビルダー/プランナー一覧で、ZEHビルダー/プランナー ZEH普及対象の種別区分が既存改修で登録されていること。

(2) 以下の資格がある者が所属している※³場合、該当部分を記入してください。

既存住宅状況調査技術者	氏名	
	登録番号	第 号

※1 耐震改修設計とは、地震に対する木造住宅又は京町家等の安全性の向上を目的として、耐震改修工事の設計図書及び耐震改修工事後の耐震診断書を作成する設計をいいます。

※2 既存住宅状況調査とは、宅地建物取引業法第34条の2第4項に定める建物状況調査をいいます。

※3 (1)の要件を満たす者（複数名が該当する場合は、代表で1名）を記入してください。

【工務店用】

1 建設業許可

登録番号	許可 () 第 号
許可の有効期限	年 月 日 ~ 年 月 日

2 要件 (公益性)

(1) 該当する項目を1つ以上選び、レ印を記入してください。

☐	京都市耐震改修促進ネットワーク会議規約第2条第4号の規定による専門家・事業者であること。
☐	京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第2条第13号に定める木造住宅耐震診断士等が所属していること。
☐	京都らしい省エネ住宅に取り組む事業者（ただし、これまでに京都省エネ住宅めぐり事業に参画した者に限る。）であること。
☐	京町家相談員登録要領第8条第2項に定める相談員名簿に登録されている者（ただし、登録の区分が大工である者に限る。）が所属していること。
☐	新町家パートナー事業者であること。

(2) 以下の資格がある者が所属している※1場合、該当部分を記入してください。

☐	木造住宅耐震診断士	氏名	
		登録番号	第 号
☐	現地調査診断士	氏名	
		登録番号	第 号
☐	構造診断士	氏名	
		登録番号	第 号
☐	京町家相談員	氏名	
		登録番号	第 号

※1 該当する□には、レ印を記入してください。また、(1)の要件を満たす者（複数名が該当する場合は、代表で1名）を記入してください。

【工務店用】

3 要件（実績等）

(1) 該当する項目を1つ以上選び、レ印を記入してください。

☐	過去3年間に於いて、耐震改修※ ¹ を行ったことがあること。
☐	過去3年間に於いて、省エネ改修※ ² を行ったことがあること。
☐	過去3年間に於いて、リフォーム瑕疵保険を利用したことがあること。
☐	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 ZEHビルダー/プランナー一覧で、ZEHビルダー/プランナー ZEH普及対象の種別区分が既存改修で登録されていること。

※1 耐震改修とは、次のいずれかに該当する工事をいいます。

- ・木造住宅の構造評点が耐震診断の結果1.0（京町家等にあつては、1.0相当）未満であり、耐震改修後1.0（京町家等にあつては、1.0相当）以上となる耐震改修工事
- ・木造住宅の構造評点が耐震診断の結果0.7（京町家等にあつては、0.7相当）未満であり、耐震改修後0.7（京町家等にあつては、0.7相当）以上1.0（京町家等にあつては、1.0相当）未満となる耐震改修工事
- ・木造住宅の1階部分の構造評点が耐震診断の結果1.0未満から、耐震改修後1.0以上となる耐震改修工事（平家を除く。）

※2 省エネ改修とは、既存住宅の外壁、屋根・天井又は床（基礎断熱）の部位ごとに、以下の表に規定する最低使用量以上の断熱材を利用する断熱改修工事をいいます。

		断熱材の熱伝導率の値：λ（W/(m・K)）				
		0.052～0.046	0.045～0.041	0.040～0.035	0.034～0.029	0.028 以下
最低 使用量 (m ³)	屋根	7	6	5	4	3
	外壁、天井	3.5	3	2.5	2	1.5
	床	1.75	1.5	1.25	1	0.75

【瓦・板金事業者用】

1 要件（公益性）

(1) 該当する項目を1つ以上選び、レ印を記入してください。

☐	京都市耐震改修促進ネットワーク会議規約第2条第4号の規定による専門家・事業者であること。
☐	京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第2条第13号に規定する木造住宅耐震診断士等が所属していること。
☐	京都らしい省エネ住宅に取り組む事業者（ただし、これまでに京都省エネ住宅めぐり事業に参画した者に限る。）であること。
☐	京町家相談員登録要領第8条第2項の規定により相談員名簿に登録されている者（ただし、登録の区分が大工である者に限る。）が所属していること。
☐	新町家パートナー事業者であること。

(2) 以下の資格がある者が所属している※1 場合、該当部分を記入してください。

☐	木造住宅耐震診断士	氏名 登録番号	第 号
☐	現地調査診断士	氏名 登録番号	第 号
☐	構造診断士	氏名 登録番号	第 号
☐	京町家相談員	氏名 登録番号	第 号

※1 該当する□には、レ印を記入してください。また、(1)の要件を満たす者（複数名が該当する場合は、代表で1名）を記入してください。

【瓦・板金事業者用】

2 要件（実績等）

(1) 該当する項目を1つ以上選び、レ印を記入してください。

☐	一級かわらぶき技能士が所属していること。
☐	一級建築板金技能士が所属していること。

(2) 以下の資格がある者が所属している※¹場合、該当部分を記入してください。

☐	一級かわらぶき技能士	氏名	
		登録番号	第 号
☐	一級建築板金技能士	氏名	
		登録番号	第 号

※1 該当する□には、レ印を記入してください。また、(1)の要件を満たす者（複数名が該当する場合は、代表で1名）を記入してください。